

シェンゲン協定加盟国への渡航

シェンゲン協定とは、加盟国間の出入国審査を簡略化する協定。加盟国間の移動において旅券審査、税関審査はない。日本国籍の方は観光、業務目的の場合、査証不要。

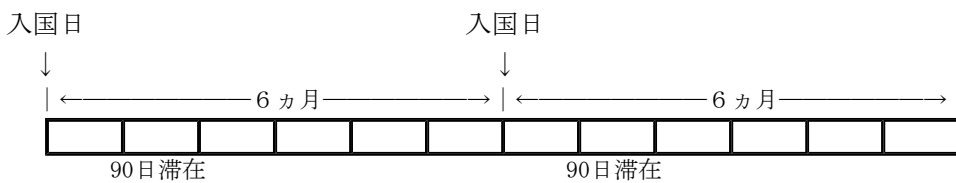
1. 加盟国（2009年2月現在、25カ国）

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ

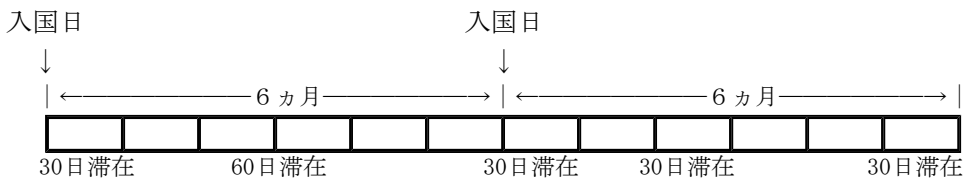
2. 日本国籍の方の滞在可能日数

最初の加盟国の入国日から6ヵ月間に合計90日の滞在が可能。すべての加盟国での滞在日数が合計90日以内であること。

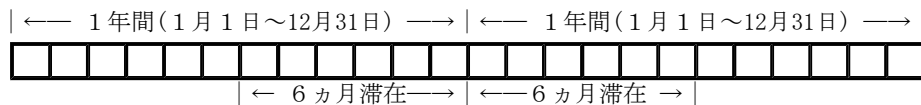
<1>連続して90日滞在する場合



<2>複数回に分けて渡航し、合計90日滞在する場合



ただし、オーストリアに滞在する場合、1年間（1月1日～12月31日）に6ヵ月間の滞在が可能。オーストリアに3ヵ月を超えて滞在した場合、日本への帰国は直行便を利用するのが望ましい。



3. 外国籍の方

シェンゲン協定加盟国の査証が必要な場合、シェンゲン査証を取得する。

複数の加盟国に滞在する場合、最も長く滞在する国（滞在日数が同じ場合は最初に滞在する国）の大使館（領事館）で申請する。ただし、滞在（通過）する国の大使館（領事館）に日程表を持参し、事前に確認が必要。

（注）シェンゲン査証を取得後、日程が変更した場合はシェンゲン査証を取得した大使館（領事館）に問合せ。

再入国許可書のみ所持している方のシェンゲン査証取得は不可。旅券が必要。